

会議概要

会議の名称	第6回佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会
開催日時	平成27年12月22日(火) 午後2時30分から午後4時30分
開催場所	佐倉市役所 議会棟2階 第4委員会室
出席委員	三枝康雄委員（会長）、上田節子委員（副会長）、松井強委員、宮田年康委員、柳川由美子委員、山内久委員
事務局	立田上下水道部長、小川事業管理課長、古作事業管理課主幹、小川事業管理課副主幹、栗原事業管理課副主幹、前田事業管理課副主幹、松田事業管理課主事、豊田下水道課主幹
会議次第	1. 開会 2. 議事 議題1 佐倉市上下水道ビジョン案（12月22日版）について 議題2 水道事業の料金水準について 議題3 下水道事業の使用料水準について 3. その他
配布資料	第6回懇話会次第 議題説明資料 資料①佐倉市上下水道ビジョン案（12月22日版） 資料②佐倉市上下水道ビジョン案（12月22日版）主な修正箇所 資料③佐倉市水道事業の料金水準について 資料④佐倉市下水道事業の使用料水準について 資料⑤佐倉市上下水道ビジョンの提言
会議の公開又は非公開	公開（傍聴者1名）

佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会 要録

発言者	会議のてん末・概要
会長	<p>1. 開会 (略)</p> <p>2. 議事 議題 (1)「佐倉市上下水道ビジョン案 (12月22日版)」について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題 (1)「佐倉市上下水道ビジョン案 (12月22日版)」について資料①及び資料②により主な修正箇所を説明。</p>
会長	<p>事務局の説明に対し、各委員の質問、意見を順にいただきたい。</p>
会長	<p>ビジョン案 26 頁の経営面での成果指標が現預金残高から経費回収率に修正されているが、経費回収率の期間についてどのように考えればよいか。</p>
事務局	<p>経費回収率は単年度で改善できる性質のものではないので、佐倉市上下水道ビジョンの計画期間において経費回収率を 100%以上確保することを目指している。</p>
委員	<p>ビジョン案の複数の箇所で概算事業費が示されているが、概算事業費の算出根拠は何か。</p>
事務局	<p>概算事業費は、厚生労働省の積算基準を参考に、1 つ 1 つの工事を積み上げて算出している。老朽化対策に関しては、新たに入れ換える水道管の耐用年数は 100 年と設定している。耐震化に関しては、まずは重要施設までの耐震適合率を 100%とする目標を立てており、その他の施設の耐震化についても順次進めていく計画を立てている。</p>
委員	<p>これまでの懇話会での審議が踏まえられており、全体的に内容がよく整理されているビジョン案であるように思われる。</p>
会長	<p>その他に質問、意見はないか。</p>
委員	<p>(質問、意見なし)</p>

会長	<p>それでは、本ビジョン案については、今後 28 年度予算案などまだ若干修正、精査が必要な箇所があるとの事務局説明だが、この点については、一旦、私と事務局で預からせていただき、懇話会としては、本ビジョン案を承認させていただくことでよいか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
会長	<p>それでは、承認頂けたので、事務局から今後のスケジュールなどについて補足をお願いします。</p>
事務局	<p>ビジョン案の承認を頂けたので今後のスケジュールについて簡単に申し上げる。ビジョンについては、懇話会からご提言をいただいた後、市では、政策調整会議（市政に関する重要な方針や政策について審議する市長をトップとする会議）に諮り、そこでの意見修正等を加え、その後、市民意見公募手続きを経て、本年度末までには最終決定したいと考えている。このような手続きをとる関係上、ビジョンについては、次回 1 月 19 日の第 7 回懇話会で、ビジョンのみ先行して最終提言をいただきたいと考えている。提言文については、本日素案（資料⑤）を提示させていただくが、このような提言文を基本として、次回上下水道事業管理者へ提出する方向で、事務をすすめてよろしいか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
事務局	<p>それでは、ビジョン案については、次回懇話会で上下水道事業管理者に対して委員を代表して会長から手渡していただく方向で調整させていただく。</p>
会長	<p>次に、議題（2）「水道事業の料金水準」について資料③により事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（2）「水道事業の料金水準」について事務局から説明。</p>
会長	<p>事務局の説明に対し、各委員の質問、意見を順にいただきたい。</p>
副会長	<p>水道料金についても改定しなければいけないが、下水道使用料と同時期の改定は難しいものと考えられる。ただし、将来的に急激に料金改定するよりは、今から段階的に少しずつ改定していくことが望ましいが、現時点でどの程度の改定率とすべきか悩ましい問題である。</p>

会長	<p>水道料金改定については、下水道使用料の改定期間や改定率等を念頭に入れつつ検討する必要がある。</p>
委員	<p>水道だけのことを考えると第2次実施計画期間中の改定率が高くなることから、今回、少しでも値上げしておいた方がよいとも考えたが、下水道使用料の改定水準や緊急性が高いことを勘案すると、水道料金については可能であれば第1次実施計画期間に改定してほしくない。八ツ場ダムの完成時期も確定的でないことを勘案すると、第1次実施計画期間に料金改定を行うのではなく、その分を下水道に回した方がよい、と考える、また「佐倉市上下水道ビジョン策定のための水道・下水道アンケート」の結果をみても、佐倉市の水道料金・下水道使用料は高いとの回答がみられたことから、両方同時の値上げは望ましくないと考えられる。</p>
委員	<p>消費税が10%に改定された後の平成29年末から平成31年度末までの期間において、一度は水道料金改定について検討してみてもよいのではないか。八ツ場ダムが完成し、即大幅値上げは、市民感情として理解が得られるのか疑問であり、なかなか難しいと思うので、この間で見直しもあろうと考える。八ツ場ダムの完成時期が確定的でない中、今後の持続可能な事業運営に向けて若干でも料金改定を行う必要があると考える。料金が安い、高いは、個人的判断にもよる、また事業体ごとに事情が異なる（総括原価が異なる）ことを考えると、他事業体との料金比較で一概に料金の在り方を検討すべきでない。今後の水道を考えると、第1次実施計画期間の最終年度までに多少でも、資料で示された率より更に小さな率でも、改定を考えてみてもよいのではないか。</p>
委員	<p>資産維持費の関係だが、建設関連の資材や施設の機能が向上しており、これまでと同程度の費用で同様の工事を行うことが難しくなってきている。水道事業などの公営企業はインフラ事業として施設を建設して終わりではなく、持続的に維持管理・運営していく必要がある。そのための費用を総括原価に資産維持費として含めて料金収入で賄っていくことが水道事業の原則であり、また市民の方々にも理解いただきたいことである。現在の受益者の立場からすると改定率は出来る限り低いことが望ましいが、将来世代もサービスを享受していくことを考えた場合、現時点の水道事業においても少しでも資産維持費を含めた料金とする考え方もある。負担の公平性を長期的な視点で考える必要がある。</p>
委員	<p>総括原価に資産維持費をどの程度見込むかは、今後の老朽化・耐震化対</p>

	<p>策などの方向性も踏まえつつ検討していく必要があり、水道料金算定要領では、3%を標準としているが、一概に論じることができない問題である。平成 25 年度以降に給水原価が供給単価を上回ったことで経費回収率が 100%を下回っている。今後も独立採算の原則に則って事業運営を進めていくためには、この点について是正する必要がある。ただし、水道事業においては、財政推計結果によれば平成 31 年度まで黒字となることが見込まれており、この期間中に値上げは難しいのではないかと懸念されるので、今の内に少しでも、という意見も十分理解はできる。しかし現段階では八ツ場ダム完成に伴って受水費がどの程度増加するかについて未確定であるため、やはり、現時点では、一旦改定は見送り、受水費単価が決定された時点で料金改定について検討することが望ましいのではないかと。それから、八ツ場ダム関係で印旛広域水道用水供給事業と協議はされていると思うが、八ツ場ダム完成後の受水単価などは 1、2 年前にはある程度わかるものか。</p>
事務局	<p>印旛広域水道用水供給事業自体が浄水場を保有しているわけではなく、千葉県から委託を受けて管理している。そのため、受水費単価を設定するには千葉県と調整する必要があるが、事前に受水費単価を把握することは難しい。</p>
委員	<p>現状の単価と安くなる可能について、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>現状の受水費単価は 1m³あたり 179 円（税込み）となっており、比較的高水準にある。今後八ツ場ダムが建設されることを勘案すると、受水費単価が下がることは想定し難いが、構成事業体と連携して受水費単価を下げるために千葉県と調整していきたいと考えている。</p>
会長	<p>料金水準については、水道事業と下水道事業で総合的に検討し判断したいので、ここで一旦区切り、休憩に入らせていただく。休憩後は、議題（3）（下水道事業の使用料水準）についての説明を受け、その後水道事業、下水道事業、双方の結論に向けた議論をしたいと考える。</p> <p>（休憩）</p>
会長	<p>それでは、議事を再開する。議題（3）「下水道事業の使用料水準」について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（3）「下水道事業の使用料水準」について資料④により説明。</p>

会長

下水道事業の財政状況を考えると、水道事業のように改定を見送る余裕が無い状況にある。今回、事務局から3つのパターンが提示された。これらのパターンにおいては、原理原則（総括原価主義）に則って改定率を算出しているが、3割から4割程度と高い改定率となっている。一方で、現実的な使用料水準についても検討することを目的として、参考A案と参考B案が提示された。事務局の説明に対し、各委員の質問、意見を順にいただきたい。

※パターン①（改定率 38.2%）

下水道施設を更新する際、補助金等で整備した資産について再度の補助金はなく、全て自主財源（使用料）で更新するものとした試算。⇒確実な更新財源を確保する基本的な考え方

※パターン②（改定率 33.4%）

過去に交付された補助金は、更新時に再度、同レベルが交付されるものと仮定した試算

※パターン③（改定率 29.2%）

過去に交付された補助金は再度交付され、加えて更新時は、自主財源となる受贈財産や開発負担等により整備された資産についても、13.4%（当市における現状の実質的な補助金交付率）の補助金が交付されると仮定した試算

※参考 A（改定率 18.1%）

平成 31 年度末の現金残高が 0 億円となる試算。

※参考 B（改定率 2.1%）

過去にもらった補助金や受贈財産、負担金など全て再度もらえるものと仮定した試算。（但し、31 年度末現金残高約マイナス 8 億円）

委員

資料 16 頁に各事業体の現行使用料が提示されている。佐倉市ではここ 20 年間、使用料改定を行っていないとのことであったが、近隣事業体においても使用料改定は行われていないのか。

事務局

成田市は平成 12 年度、八千代市は平成 27 年度、千葉市は平成 22 年度、八街市は平成 22 年度、四街道市は平成 10 年度、印西市は平成 18 年度、酒々井町は平成 9 年度にそれぞれ使用料を改定している。

委員

パターン③（29.2%）で改定した場合であっても、一般家庭の 30m³/月の使用料が最も高い八街市よりもまだ低い水準にある。（29.2%で改定した場合、佐倉市は 3,541 円に対し、現状八街市は 4,000 円）佐倉市下水道事

業の今後の持続的な事業運営に向けては、平成 31 年度末時点で 6 億円程度の現預金残高を確保できるパターン③を目指してもよいのではないかと考えられる。参考 A の改定率は 18.1%と相対的に低い値にとどまるが、平成 31 年度末時点での現預金残高が 0 円である点が非常に懸念される。現預金残高が 0 円であっても問題なければよいが、今後の事業運営に支障をきたさないためにもある程度の現預金残高は必要ではないか。パターン③でも将来の補助金をもらえるだろう、と仮定しての数値だが、パターン①は 4 割近い改定率となり、これは難しいと考える。20 年間にわたって使用料を改定してこなかったことや近隣の事業体の水準を勘案してみても、パターン③あたりであれば、許容の範囲ではないか、と考える。改定率が高いものの、改定後の使用料は八街市と比較すると、まだ低い水準であることから、佐倉市の現行の下水道使用料が低い点を含め、市民向けに積極的に周知することで、改定の理解を得られるのではないかと考える。

副会長

参考 A (18.1%) を採用した場合には、現金残高が 0 円である。0 円にしてしまうと、3 年後にまた値上げをしなければならない。それでは、期間が短すぎると考える。逆に 18%ではなく、多少でも余裕を持てるように例えば、20%というような案も考えられるのではないかと。水道料金の改定時期との兼ね合いを考慮しつつ、下水道使用料の改定について検討する必要がある。水道料金を第 1 次実施計画期間に改定するのであれば参考 A が望ましいが、改定しないのであればパターン③あたりの水準が望ましい。また、現在 2 ヶ月徴収となっているが、どうしても市民感覚では、1 ヶ月でこれだけ、という感覚になる。これを 1 ヶ月徴収に変更することで市民の値上がりの負担感をある程度抑えることができるのではないかと。

委員

今回下水道使用料の算定期間が平成 29 年度から平成 31 年度に設定されているが、平成 32 年度以降は使用料改定をしなくても大丈夫なのか。今回水道は据え置き、例えば 32 年度に上げると想定した場合、その際、下水道も 32 年度に上げるとなれば、そこで、同時期という事になる。その辺の見通しはどうなのか。

事務局

参考 A の場合には平成 35 年度末までに現預金残高が不足することとなるため、平成 32 年度に再度使用料を改定する必要がある。上げ幅にもよるが、パターン①から③であれば、平成 35 年度末まで現預金残高を確保できると思われる。

会長

今の意見は、32 年度の水道の兼ね合いも懸念されるから、32 年度以降、下水道が据え置けるのであれば、今回下水道はある程度の水準で一度

	<p>に上げた方が、32年度に水道とダブルとなるより得策である、との理解でよろしいか。</p>
委員	<p>そのとおりである。使用料体系の話になるが、佐倉市の場合、現行の1,500 m³の大口重要家を38%（パターン①）上げて、まだ比較的安いレベルにある。たとえば、小口需要家の相対的な負担度合を下げると同時に、大口需要家の負担度合を上げることで一般家庭にもたらされる値上がり感を緩和することは可能か。</p>
事務局	<p>そのような操作を行うことは可能であるが、大口需要家の実数がどのくらいにもよる話であり、大口需要家が少ない場合には小口需要家の相対的な負担度合を下げられる余地は少ないものと考えられる。</p>
委員	<p>今後20年間、30年間のことを考えると、パターン①もありうると思われる。今後の少子高齢化に伴って福祉事業等に係る補助金が増加していくことが見込まれる中、下水道事業に係る補助金が現行程度交付されるかどうか危機感を持つ必要がある。一方、平成23年度以降に地方公営企業法を適用し、その後使用料改定を行った事業体は全国で7事業体ある。7事業体のうちパターン②の考え方で改定したのは2事業体となっている。また、改定率が30%を超えている事業体についてみると、佐倉市の近隣事業体では酒々井町の平成9年度改定時の改定率が32.4%となっている。奈良市は平成25年度に31.7%改定している。一方、極端な例としては、財政破綻した夕張市のように166%改定した事業体もみられる。佐倉市の場合には長期前受金戻入に占める受贈財産の割合が高い点が特徴的である。つまり初期費用が少なく済んだ分、今後の更新費用を捻出することが課題になっている。しかしそれは、市民の方々のある程度の負担は必要になってくるのではないかと考えられる。このようなことを総合的に勘案すると、パターン②が現状望ましいのではないかと考えられる。参考Aは収支均衡を目指すパターンといえるが、突発的な事態が起こった際に対応が難しくなってしまう点が懸念される点である。</p>
会長	<p>これまでの意見では、受贈財産を更新する際の補助金の再現性や32年度以降の見通し、また他都市の例などを含めると、しっかり自前で財源を調達しておくべきではないか、ということで②とか③が現実的ではないか、という意見が出ている。事務局に確認だが、事務局において参考Aを設けた意図について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>平成20年度から平成25年度にかけての県内事業体における使用料改定</p>

	<p>事例を抽出してみると、改定率 25%が最高となっていた。概ねが 10%台か 1 桁台となっており、30%を超える改定事例がみられなかったため、現実的な案として参考 A を設けさせて頂いた。</p>
委員	<p>参考 A の場合には、3 年後の使用料の見直しが必要となってくるが、この点をどのように考えるべきか。</p>
事務局	<p>流域下水道維持管理負担金単価によって全体の事業費が左右されてくるので、同単価の変動に適宜対応することが必要となると考えている。単価の変動に適宜対応していくためには、比較的短期間で使用料を見直していくことも今後必要になると考えている。現に、近隣事業体の中で千葉市や柏市などは、3 年間といった短期間で使用料を見直している状況にあり、佐倉市もそのようにシフトしていく必要があるのではないかと考えている。</p>
委員	<p>使用料を改定した場合、今後佐倉市としてどのような企業努力を行っていくのかをきちんと整理しておく必要がある。</p>
委員	<p>資産の売却や廃止、また施設の適正化とか、或いは共同化や広域化などは常に検討していかなければならない。</p>
会長	<p>これまでの説明で、事務局としては、今後使用料のあり方については、小まめに見直していくことも想定する中で、まずは、理論的にあるべき形の総括原価による算定をした。しかし、その結果、非常に高い改定率になったことから、参考 A については、市民の負担感を考慮し、また小まめな改定を前提とし、水道料金との同時改定まで視野に入れて、20%を下回る水準も選択肢に挙げた、という理解でよいか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
会長	<p>現預金残高が 0 円となる設定は、現実的ではないのではないかと考えられる。まずは 2 割を切るところで模索された、という印象を受けるがその点いかがか。</p>
事務局	<p>現実的には、現預金残高が 0 円にならないよう、企業債等で事業運営する形になる。佐倉市の下水道事業は、現在のところ他事業体と比べ、企業債発行額が少ない状況にあるので、現実的には、現預金残高が 0 円となる設定のパターンでは、企業債を現状より多少多めに発行することによって</p>

	今後数年間は持ちこたえることができるのではないかと考えている。
会長	委員からは、原理原則に則って使用料のあり方を検討するのであれば、参考 A にこだわる必要はないのではないかと意見が出された。原理原則に則って使用料改定のあり方について検討する場合、20%未満の改定率にとどめようとする必要はない。例えば、平成 31 年度末の現預金残高を現状程度（3 億円）確保できる使用料水準を設定する場合、20%程度の改定率となるのか。
事務局	23%程度の改定率となると思われる。
会長	やはり現預金残高 0 円というリスクは現実的ではなく、基本に沿ってやれば、必ずしも 18%にこだわる必要はない。原則ルールが重要という、という意見があり、他方、ルールとは違う算出基準でやると 18%となるが、29%（パターン③）とか 33%（パターン②）も原理原則に沿って計算した結果がこの水準なのであれば、2割にこだわる必要はないのではないか。
委員	平成 29 年度から 2 ヶ月徴収を 1 ヶ月徴収に制度変更することは可能か。
事務局	2 ヶ月徴収を 1 ヶ月徴収に制度変更することは可能であるが、徴収業務を委託している外部事業者への委託方法を変更することとなり、多少委託費が増加するが可能性としては考えられる。
会長	水道料金を現行維持としつつ下水道使用料のみを改定した場合、水道料金・下水道使用料の合計で、これまでよりどの程度料金が上昇するかを示すことも市民向け広報としてはありうるのではないか。
会長	それでは、最後にこれまでの意見をまとめさせていただく。水道料金については、八ツ場ダムの話があり、現在の経営状況もあり、将来的には、値上げはありうるが、当面は改定せずに現行維持とする方向が望ましいのではないか。段階的という意見もあったが、将来が不透明な中で、段階的というのもやりづらいということで、結論としては、現時点での改定は見送る。また一方、下水道使用料の改定については、早急に取り組む必要がある。ただし、使用料水準については次回懇話会において、ルールに沿ったパターン、また現実論として平成 31 年度末に現状程度（3 億円）の現預金残高を確保するパターン、また体系も含め、再度検討することとする。
委員	（承認）

会長	最後にもう一点、現実的に3割の改定は厳しいのか。やはり本来は、これまでの意見でも出たが、パターン②とか③など原理原則ルールに沿った方法が望ましいのではないか、と個人的には考える。
委員	現預金残高で現状の3億を維持するパターンであっても32年度に再度の値上げが想定されるのであれば、水道とのダブルが大いに懸念される。その辺は、再度試算をしていただきたい。
委員	水道と合わせてどうなのか、という点も整理していただきたい。
事務局	それらの点は、次回、再度整理させていただく。
会長	それでは、最後に、「3.その他」について事務局からお願いする。
事務局	第7回懇話会については、1月19日（火）の15時より開催予定である。会場については、今回と同じく佐倉市役所議会棟2階、第4委員会室にて開催させていただく。
会長	それでは、これで本日の会議を終了する。